

学生の皆さんへ

山口県立大学

課外活動について【第5段階】

本学の課外活動について、令和3年10月15日（金）から第5段階の活動を許可することとします。

課外活動要件【第5段階】を確認の上、活動を希望する場合は、事前に「活動許可願」を提出してください。大学が、許可した場合は、活動が可能となります。活動終了後は、速やかに「課外活動記録簿」を作成し、警備員室に提出してください。

また、これまでどおり、対面での勧誘活動、飲食を伴う活動や会合（茶話会、懇親会等）は禁止します。

今後については、山口県内の感染者の発生状況等を踏まえ、検討します。感染状況によっては、制限を強める可能性もありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

<第4段階からの変更点>

◆活動に学外者を含める場合は、事前の申請により個別に判断する。

※希望する場合は、活動許可願に併せて「学外活動者申請書」を添付すること

◆感染対策を十分に講じた上で、県内・県外での試合やイベントの参加を可能とする。

※原則として中四国・九州地区のみ。（ただし、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置発出地域は禁止）

※宿泊を伴う活動も可能とする。

※参加を希望する場合は、別紙「大会・イベント参加のための申請手順」に示された申請書類を課外活動許可願と一緒に提出すること。

課外活動要件【第5段階】

10月15日（金）から当面の間、徹底した感染防止対策を行った上で以下の要件での活動を認めます。

◆感染防止対策

- 1 体調管理の徹底
 - 発熱等のかぜの症状がある場合は参加しない（させない）こと
- 2 密閉の回避
 - 換気を徹底すること
- 3 密集の回避
 - 身体的距離を確保すること
 - ※原則、2メートル（最低1メートル）
- 4 密接場面への対応
 - マスクを着用すること
 - ※運動の場合はマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、十分な身体的距離を確保すること
 - スポーツ系サークル等での接触プレーについては、必要最小限に止め許可
 - ※それ以外の場合は、人との距離は2メートル（最低1メートル）あける
- 5 手洗い・咳エチケットの実践
 - 活動前後や用具等の使用前には手洗いをを行うこと
- 6 用具等の消毒の徹底
 - 用具等の消毒を徹底すること
 - 用具等の貸し借りや共用はしないこと

◆留意（制限）事項

- 7 活動の計画
 - 活動開始希望日の1週間前の17時までに「活動許可願」を提出し、許可を得ること
 - 50人以内で活動を行うこと
 - ※1団体が同日中に複数回活動することは可能だが、同一人物の複数回活動は禁止
 - 活動に学外者を含める場合は、事前に「学外活動者申請書」を提出し、許可を得ること。
 - 学内の屋内・屋外及び県内の学外施設での活動とすること
 - ※許可された施設以外の利用は禁止
 - 室内で大声での発声を伴う、狭い室内で飛沫が発生しやすい用具等を使用する活動は禁止
 - 学外施設では、本学の感染防止対策だけでなく、当該施設のルールを順守すること
 - 活動時間は180分以内とすること
 - ※9時～21時
- 8 活動の実施
 - 活動は許可された場所のみとすること
 - 事前予約の必要な場所で活動する場合は、許可されたのちにYPUポータルから予約すること
 - 更衣室の利用は、短時間に分散し、一斉利用は避けること
- 9 実施報告
 - 活動終了後は、速やかに「課外活動記録簿」を作成し、同日中に提出すること
 - ※平日8:40～17:10は学生支援部門、それ以外は警備員室
- 10 その他
 - 対面での勧誘活動は禁止する
 - 飲食を伴う活動や会合（懇親会、茶話会等）は禁止する
 - ※ミーティングはオンライン等を活用すること
 - 感染対策を十分に講じた上で、県内・県外での試合やイベントの参加を可能とする。
 - ※原則として中四国・九州地区のみ。（ただし、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置発出地域は禁止）
 - ※宿泊を伴う活動も可能とする。
 - ※参加を希望する場合は、別紙「大会・イベント参加のための申請手順」に示された申請書類を課外活動許可願と一緒に提出すること。
 - 熱中症に注意すること
- 11 要件遵守
 - 上記の感染防止対策と留意事項を守らないサークルは、活動停止にする場合があること
 - 留意事項等の遵守状況を勘案し、次段階への緩和を検討する